

1 子ども条例に基づく施策の実施状況（条例に基づく令和6年度の取組）

（1）条例第11条に基づく施策の基本となる事項の取組

（施策の基本となる事項）

第11条 県は、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項の確保を旨とするものとする。

- (1) 子どもの権利について、子ども自身が知り、及び学ぶ機会並びに県民が学ぶ機会を提供すること。
- (2) 子どもに係る施策に関して、子どもが意見を表明する機会を設け、参加を促すとともに、子どもの意見を尊重すること。
- (3) 子どもが、自らの力を発揮して育つことができるよう、主体的に取り組む様々な活動を支援すること。
- (4) 子どもの育ちを見守り、及び支えるための人材の育成を行うとともに、保護者、学校関係者等、事業者、県民及び子どもに関わる団体並びに市町が行う活動の促進が図られるよう、環境の整備を行うこと。

条例第11条では、県の施策の基本となる4つの事項を第1号から第4号のとおり定めています。

以下では、各号の内容および各号に基づく令和6年度の主な取組について、子ども・福祉部所管分を中心に抜粋して記載しています。なお、各部局の取組全体については、別表のとおりまとめています。

第1号 子どもの権利について学ぶ機会の提供等

子どもの権利を守るためには、子どもが自身の権利について学び、その権利が侵害されたときに声をあげることが必要です。また、子どもが権利を有する一人の独立した人格であるということを、大人が理解することも必要です。

【令和6年度の主な取組】

◎「三重県子ども条例」推進・啓発等の実施（子ども・福祉部）

子ども自身が子どもの権利について知ることができるよう「三重県子ども条例」の理念に基づき作成した「子どもの権利ワークシート」および「デジタル絵本」について、小中学校長会で周知し、授業で活用いただくよう依頼しました。

◎こども会議の実施（子ども・福祉部）

県内各地でこども会議（17グループ、225人が参加）を開催し、子ども自身に子どもの権利について学んでいただいたうえで、「子どもにとって大切なこと」、「子どもの権利が守られていないと思うこと」、「大人に期待すること」などのテーマで話し合っ

いただき、「三重県子ども条例」の改正、「ありのままでみえっこプラン」の策定に反映しました。

◎「子どもの権利ノート」の配付（子ども・福祉部）

児童養護施設に入所する子どもに対し、施設での生活がどのようなものかなどを知り、一人ひとりが守られる存在であることを知ることができるように「子どもの権利ノート」を配付しました。また、里親等に委託される子どもに対しても、専用の「子どもの権利ノート」を配付しました。

第2号 子どもが意見表明する機会の設定等

子どもが、自身の持っているさまざまな思いや意見を表明すること、表明した思いや意見が尊重されることは子どもの大切な権利です。また、子どもの意見表明の機会を積極的に設けることは、子どもの社会参加の促進にもつながります。

【令和6年度の主な取組】

◎児童相談所におけるアドボカシー（子ども・福祉部）

平成30年度から、児童相談所職員等を対象に子どもアドボカシー・アドボケイトに関する研修を行い、「職員の支援が子どもの自尊感情や自信を高め、困難な課題を自分で解決できるという気持ちを持たせる」「子どもが言いたいことを言う機会を持ち、耳を傾け、子どもの権利を保障する」といったアドボカシーの原則等を学んでいます。

加えて、令和4年度からは一時保護所に入所中の児童および一部の児童養護施設等に入所中の児童を対象として、アドボケイト派遣に取り組んでおり、令和6年度も引き続き、権利についてのワークショップやアドボケイトの紹介、希望する子どもへの個別面談や意見表明の支援など、子どもの要望に応じた支援に取り組んでいます。

◎キッズ・モニターアンケートの実施（子ども・福祉部）

県のさまざまな施策に対する子どもの意見を集めるため、小学4年生から18歳の子どもを対象にインターネットを用いた電子アンケートに回答していただく「キッズ・モニターアンケート」を全8回実施しました。

◎こども会議の実施（子ども・福祉部）（再掲）

県内各地でこども会議（17グループ、225人が参加）を開催し、子ども自身に子どもの権利について学んでいたといううえで、「子どもにとって大切なこと」、「子どもの権利が守られていないと思うこと」、「大人に期待すること」などのテーマで話し合っただき、「三重県子ども条例」の改正、「ありのままでみえっこプラン」の策定に反映しました。

◎「第16回ありがとうの一行詩コンクール」の実施（子ども・福祉部）

子どもから家族や友だちなどへ、大人から子どもへ、思っているけれどなかなかお互いに伝えられない大切な人への「ありがとう」の気持ちをテーマにした一行詩コ

ンクールを実施しました。(募集期間：6/24～9/30)

令和6年度は、家族部門、友だち部門、地域部門にて作品を募集し、特に学校を通じて応募の呼びかけに取り組んだ結果、5,729作品の応募をいただきました。

◎みえこどもの城における「オレンジポスト」の設置、集約（子ども・福祉部）

11月の児童虐待防止啓発月間の取組(オレンジリボンキャンペーン)の一環として、日頃の気持ちを手紙で伝えるため「オレンジポスト」を設置しました。

集まった手紙については、みえこどもの城館内に掲示をするとともに、抜粋して動画を作成し、その動画を流し啓発を行いました。(手紙集約数：203枚)

(みえこどもの城において、指定管理者事業として実施しました。)

◎中学生のメッセージ（少年の主張三重県大会）の実施（子ども・福祉部）

中学生が日頃感じていることや考えていることを広く発信するとともに、自分自身の生き方や社会との関わりを考える機会とするため「中学生のメッセージ 2024」を実施しました。主張は作文として募集し、最優秀賞などを決定しました。(応募数：9,215件)(公益財団法人三重こどもわかもの育成財団との共催により実施しました。)

第3号 子どもが主体的に取り組むさまざまな活動の支援

子どもが自ら考える力を身につけ、その力を発揮して自身の思いや夢を実現し、成長していくことは、子どもの「育つ権利」を実現することにつながります。

【令和6年度の主な取組】

◎オシゴトチャレンジ ミエキッズ（子どもの会社見学）の実施（子ども・福祉部）

地域の子どもたちに貴重な学びや体験の機会を提供するため、みえ次世代育成応援ネットワークの会員企業において、会社見学（出前講座を含む。）の受入企業を募集しました。

県内の幼稚園・保育所・放課後児童クラブ等に対して見学の公募を行ったところ、18件のマッチングが成立し、会社見学を実施することができました。

◎みえこどもの城「キッズスタッフ」の実施（子ども・福祉部）

子ども自身がみえこどもの城のキッズスタッフとなってイベント等を企画し、準備、当日運営を行いました。

イベント内容、準備、役割分担などを子どもたちが会議の中で決定し、イベント当日の運営などほとんどを子どもたちで行いました。

(キッズスタッフ：22名、企画数：10企画、イベント参加者数：227人)

(みえこどもの城において、指定管理者事業として実施しました。)

第4号 子どもの育ちを支える人材育成、環境整備

地域の中で子どもの育ちを支える人材の育成を行うことや、地域において子どもの育ちを支える活動が促進されるよう環境整備を行うことが必要です。

【令和6年度の主な取組】

◎保育士に対する研修の実施（子ども・福祉部）

新任保育士の資質の向上や就業継続支援を図るための研修、人権問題についての正しい知識を習得するための研修等を実施しました。

（新任保育士就業継続研修：163人、人権保育専門講座：612人）

◎保育士等キャリアアップ研修の実施（子ども・福祉部）

保育士の処遇改善や資質の向上のため、インターネットを活用したeラーニング形式にてキャリアアップ研修を実施しました。（修了者数：2,403人）

◎不適切保育再発防止にかかる取組（子ども・福祉部）

不適切保育の再発防止や職場環境の改善に向けて、臨床心理士の資格を持つ「保育士支援アドバイザー」による、私立保育所等を対象としたアウトリーチの相談支援を実施しました。（17園のべ45回派遣）

◎放課後児童支援員認定資格研修の実施（子ども・福祉部）

放課後児童支援員として必要な知識や技能の習得等のため、インターネットを活用したeラーニング形式にて放課後児童支援員認定資格研修を実施しました。

（修了者数：264人）

◎「子どもの居場所」づくりにかかる人材育成（子ども・福祉部）

「子どもの居場所」は、人とのつながりや教育・体験の機会を通じて、子どもの自己肯定感を育むことで、貧困や孤独・孤立を解消する重要な役割を担っています。

令和6年度は、子どもの居場所開設等に関心のある方を対象とした勉強会の開催（全7回、のべ223人参加）や子どもの居場所の継続的な運営に向けたアドバイザーの派遣（14件）、活動中の子ども食堂等でのインターンシップ（1人）、子どもの居場所を支援したいと考える企業・団体からの申し出を、子どもの居場所へつなぐマッチング（173件成立）に取り組みしました。

◎思春期保健指導セミナーの開催（子ども・福祉部）

中高生の性や予期しない妊娠等、思春期の子どもたちや家族が抱える性にまつわるさまざまな問題を関係者で共通理解し実践に活かすため、令和7年2月11日にセミナーを開催しました。（参加者数：174人）

◎移動児童館等の実施（子ども・福祉部）

大型児童館であるみえこどもの城が、子どもたちの健やかな成長、発達、自立を促すために地域で実施する移動児童館を計103回実施するとともに、県内児童館との連携強化、地域のさまざまな団体・個人等との協働による地域の見守りネットワークづくりに取り組みました。

（みえこどもの城において、指定管理者事業として実施しました。）

（２）条例第 12 条に基づく子どもからの相談への対応の取組

（相談への対応）

第 12 条 県は、子どもからの相談に対応する窓口を設置し、国その他の関係機関と連携した適切な対応を行うものとする。

条例第 12 条では、県が子どものための相談窓口を設置し、関係機関と連携して対応することを定めており、県では、この規定に基づいて、子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営しています。

「こどもほっとダイヤル」では、悩みや不安を抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら、子どもが自らの力で解決していけるよう支えています。

また、虐待やいじめなど、子ども自身の力だけでは解決できないような問題について相談を受けた場合は、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応にあたっています。

令和 6 年度の相談件数（318 件）について、その内訳（不明を除く。）を見ると、性別では、男性（119 件）からの相談が女性（112 件）より多く、学年別では、高校生（35 件）、小学校高学年（19 件）、中学生（18 件）の順に多い傾向にありました。

相談した動機としては、上位から「聴いてほしい」（115 件）、「助言が欲しい」（31 件）となっており、対象者としては、上位から「友人・知人について」（79 件）、「自分について」（59 件）となっています。

相談内容については、例年、人間関係（68 件）に関する相談が多い傾向にあり、相談した子どもの気持ちについては、令和 6 年度は、特に「不安」（41 件）を表現した相談が多いという特徴がありました。

引き続き、子どもの権利について子ども自身が知り、学ぶ機会を提供するとともに、相談窓口の周知などに取り組めます。

フリーダイヤル

相談時間：年末年始を除く毎日 13：00～21：00

相談件数：318 件（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

（３）条例第 13 条に基づく広報および啓発の取組

（広報及び啓発）

第 13 条 県は、子どもの育ちについての県民の関心及び理解を深めるとともに、県民が行う子どもの育ちを見守り、及び支える活動を促進するため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

条例第 13 条では、子どもの育ちについて県民の皆さんの関心や理解を深め、子どもの育ちを見守り支える活動を促進するために、必要な広報および啓発を行うことを定めています。

令和 6 年度は、県政だよりみえの 8 月号に子どもの育ちに関する特集記事を掲載し、子ども条例の内容や改正に向けた取組状況、みえこどもの城で実施するイベントをはじめとする子育て支援の取組について周知するなど、さまざまな媒体を通じた広報および啓発を行いました。

なお、令和 6 年度に実施した「三重県 IT 広聴事業 e-モニター（電子アンケート）」の結果では、子ども条例について「名前も内容も知っている」、「名前だけは知っている」と回答した方は 31.6%でした。なお、「名前も内容も知っている」、「名前だけは知っている」と回答した方について、「三重県子ども条例」を知ったきっかけについて調査したところ、45.6%が県や市町の広報紙で知ったと回答しています。

今後は、令和 6 年度に改正した子ども条例の内容や子どもの権利について、理解が一層広がるよう、関係団体等と連携して周知・啓発に取り組む必要があります。

（４）条例第 14 条に基づく調査・公表の取組

（調査）

第 14 条 知事は、子どもの生活に関する意識、実態その他のこの条例に基づき県が行う施策の推進に必要な事項を調査し、その結果を公表するものとする。

条例第 14 条では、子どもの生活に関する意識、実態等について必要な調査を行うとともに、県の施策の実施状況について評価し、報告をまとめ、その結果を公表することとしています。

令和 6 年度は、「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」の策定にあたって「三重県子どもの生活実態調査」を実施したほか、小学 4 年生から 18 歳の子どもを対象にインターネットを用いた電子アンケートに回答していただく「キッズ・モニターアンケート」を全 8 回実施するなど、子どもの生活実態や意識の把握を行いました。